

令和7年度第2回南丹市こども子育て会議 会議録

日 時：令和8年2月25日（水）午後1時30分～3時30分

場 所：南丹市役所3号庁舎2階 第4会議室

出席者：〔委 員〕林委員、野中委員、八木委員、池田委員、山口委員、八木委員、
江川委員、高塚委員、藤松委員（会長）、桂委員、川勝委員、高屋委員、西村委員、
原田委員、吉田委員

〔事務局〕谷口こども家庭センター長、橋本こども家庭課長、阪本課長補佐、
福山課長補佐、岩嶺課長補佐、平井事業給付係長、山本母子保健係長、川勝主事、
田中幼児教育・保育推進課長、西田主幹、井上係長

〔説明員〕学校教育課 中川参事兼総括指導主事、社会教育課 西村課長補佐

欠席委員：牧野委員様、藤井委員様、高屋委員、一谷委員様、白樫委員（副会長）

傍聴者：なし

事務局：失礼します。会議に入ります前にお知らせをさせていただきます。本会議につきましては、レコーダーの設置をさせていただきますとともに、後日、議事録を公開させていただきますので、ご了解をお願いいたします。会議内でご発言いただくときは、設置をしておりますマイクをオンにして、お話をくださいますようお願いいたします。こちらの前に置いてあるマイクの真ん中のところのボタンを押していただくと、緑色に変わりますので、緑色がついてる間がマイクが入っている状態でございます。発言が終わりましたらお手数をかけますが、先ほどのボタンを押していただいて、マイクをオフに切り換えてください。よろしくお願いいたします。

本日の会議の欠席者をご報告させていただきます。現在聞かせてもらっておりますのが、牧野委員様、藤井委員様、一谷委員様、白樫委員様については事前に欠席と伺っております。以上です。

事務局：それでは失礼をいたします。定刻になりましたので、若干、まだ欠席を聞いている方以外に、来られていない方がおられますが始めさせていただきますと思います。皆様には、本日は公私ご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、ご案内しておりました、令和7年度第2回南丹市子ども・子育て会議を開催させていただきます。私、本日進行を務めさせていただきます南丹市教育委員会こども家庭センター、こども家庭課課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは着座にて失礼いたします。本会議におきましては、南丹市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、委員20名中、16名の出席で委員の半数以上の出席がございしますので、本会議が成立していることを宣言いたします。続きまして、委員紹介ですが、初めに、交代のありました委員様のご紹介をいたします。令和7年12月に本会議の委員構成の選出元団体でございます、南丹市民生児童委員協議会の改選が行

われております。事務局より、お世話になっておりました、村上不二子様から、西村万里子様に委員交代する旨の報告を受けております。西村様には、任期途中からとなりますがよろしくお願いをいたします。次に、本日の出席委員については、お手元の席次表でご確認をお願いをいたします。あわせて事務局の職員、説明員として出席している職員につきましても、ご確認いただきますようよろしくお願いをいたします。なお、本日、牧野委員、藤井委員、一谷委員、白樫委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは子ども・子育て会議条例第6条によりまして、会議は会長が議長となります。藤松会長、早速ではございますけれども、ご挨拶いただいた後に、議事の進行をよろしくお願いをいたします。

会長：はい。皆様こんにちは。佛教大学の藤松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の毎日新聞の記事の紹介します。「障害者の暮らしの場を考える会」という全国組織があるんですけれども、私の同僚がそこに関わっていて、今年の夏に調査を行っています。2000 数百から回答があって、その中の6割のご家族が障がい児、障がい者を家族でみるのはもう限界だと言われる、なかなかセンセーショナルなデータが出ていました。それだけじゃなくて年度末ですので、また新年度を迎えるところで、これも去年のデータだったと思いますけれども、全国の不登校児35万人という数があります。もう親御さんが本当に苦しみながら、こどもさんに向き合っていることがよくわかります。同じ頃に出てたデータとしても例えば、いわゆる医療的ケア児に対し、親御さんが本当にいろんなこともやりながら、こどもさんを育てておられる方たちの1割ぐらいが、学校に通わせるときに、親御さんがお仕事を休まないと、学校に通わせることができないんだっていうことが、データとして出ています。本当に学校関係の話ばかりしましたけれども、何と言いますか、いろんな制度ができていて、皆さん今日もご協議いただきますけれども、いろんなサービスがありますが、それでもやっぱり家族の負担が本当に大きいということを前提としながら、じゃあ、南丹市でどうしなくちゃいけないのかってことを私たちは考えていかなくてもいけないと思いますので、今日もぜひ忌憚のないご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

早速ですが議事に入らせていただきます。その前に、資料の確認等々、事務局の方からお願いできますか。

事務局：はい。失礼いたします。本日配付の資料については、お手元の方に席次表、次第、委員名簿を置かせてもらっております。また、お手元の封筒の中に資料一式入っておりますので出していただくようお願いいたします。資料の種類といたしまして、まず資料1ということで、A4サイズの片面、右肩の方に資料1と書かせてもらっております。続いて資料2-1が、A4サイズ両面で、右肩に資料2-1と記載しております。資料2-2は、A4サイズカラーでホッチキス止めております。右肩に資料2-2と記載しております。資料2-3は、こちらもA4サイズ片面になりまして、2-3というふうに記載しております。資料の3は、白黒で両面になっています。右肩に資料3。資料4は

カラーです。ホッチキス止めしております、右肩に資料4というふうに記載をしております。資料が不足しておりましたら、また事務局の方までお声掛けをください。よろしいでしょうか、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

会長：それでは議事に入らせていただきます。1番ですね、聖家族幼稚園の新制度移行に伴う幼稚園の利用定員の設定及び教育・保育の量の見込みと確保の方策ということで、資料1について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：はい。それでは、1番、聖家族幼稚園の新制度への移行に伴う幼稚園の利用定員の設定及び教育・保育の量の見込みと確保の方策についてでございますけれども、資料1の方をご覧ください。初めに上段の聖家族幼稚園の新制度への移行に伴う幼稚園の利用定員の設定についてご説明をさせていただきます。聖家族幼稚園様につきましては、学校法人聖カタリナ学園様が昭和29年4月に南丹市園部町美園町で開園をされ、カトリックの教えと学校法人聖カタリナ学園の建学精神のもと、家庭的な雰囲気の中、大家族の一員のようにお互いを受け入れ合い、一人ひとりのこどもたちが自分らしく生き生きと生活できることを目標に、今日まで、南丹市における就学前教育の一躍を担っていただいているところでございます。

昨年8月に開催をいたしました令和7年度第1回南丹市子ども・子育て会議において、就学前教育・保育施設の再編の報告をさせていただきましたように、聖家族幼稚園様より、令和8年度から新制度に移行する旨の意向が示されたところでございます。子ども・子育て支援法におきましては、第31条第2項に、市町村長が、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、合議制の機関を設置している場合、意見を聴かなければならないと規定をしております、南丹市子ども・子育て会議の意見を聴取させていただくところでございます。聖家族幼稚園様の概要につきましては、資料1の表のとおりでございます、今回設定をしようとするのが、最下欄にございます、利用定員案で人数は、1号認定のこども75人でございます。以上、説明とさせていただきます。

続きまして、資料のカラー刷りになりますけれども、南丹市こども計画に掲げる教育・保育の量の見込みと確保の方策の部分でございますけれども、こちらにつきましては、令和7年3月に策定をいたしました、南丹市のこども計画では、こども基本法第10条第2項に基づきます、市町村こども計画で、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間として策定をしております。策定時点におきましては、教育・保育の量の見込みと確保の量に、新制度移行前の聖家族幼稚園様分の量を見込んでいないことから、今回利用の人数を反映した内容に変更しようとするものでございます。8年度以降の利用の量の見込み及び確保の方策の人数もそれぞれ75人増として改正をしようとするものでございます。以上、説明とさせていただきます。委員の皆様のご意見等、賜ればと存じますので、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

会長：ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。委員、何か補足とか

ございますか。大丈夫ですか。

委員：特別補足というわけではないのですけれども、今まで私学助成の幼稚園としてやってきたものを、令和8年度から南丹市の方に、ともに一緒にさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長：はい。ありがとうございます。ご意見等もよろしいでしょうか。はい。ではご了承いただけたとさせていただきます。ありがとうございます。

では議事案件2つ目ですね。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要と、南丹市こども計画代用計画についてということで、資料2-1、2-2、2-3について、ご説明をよろしくお願いします。

事務局：はい。それでは続きまして、2番目の項目にございます、乳児等通園支援事業、通称（こども誰でも通園制度）の概要と、南丹市こども計画代用計画についてでございますけれども、資料2-1をご覧ください。初めに南丹市における乳児等通園支援事業の概要について、説明をさせていただきます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律によりまして、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として創設されたものでございまして、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的といたしております。本通園制度につきましては、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、すべての自治体で実施することとされておりまして、南丹市におきましては、公立園において、令和8年4月から先行して事業を開始し、民間園につきましては、認可等の手続きが完了でき次第、事業開始をいただければと考えております。公立園での実施施設につきましては、対象年齢が6ヶ月から3歳未満の乳幼児で南丹市内におきまして、0歳児の受け入れ可能な施設は、八木東幼児学園、城南保育所、ひよしこども園、みやまこども園の4施設となりますけれども、地域が広大な南丹市におきましては、移動距離や保育士の配置等の課題もあることなどから、どの地域からも比較的通園可能なひよしこども園におきまして、園の空き定員の枠を活用して、受け入れを行う余裕活用型での実施を予定をいたしております。実施時間につきましては、12時から13時までを除く、9時から16時までの間で、乳児1人の利用時間は月3時間まで。利用定員は概ね3名と予定をいたしております。また、利用料につきましては、国が標準額として示しております1時間当たり300円で、利用までの流れにつきましては、次のページにイメージ図を示しております。予約にあたりましては、利用者が国が運営いたします総合支援システムを利用したスマートフォンからの予約ということで予定をしております。今後のスケジュールにつきましては、このイメージ図の下の方のとおりで、私立園の認可確認等に係ります意見聴取を、次年度開催の子ども・子育て会議において、お世話になりたいと考えております。また、資料の次のページでございますけれども、資料2-2につきましては、こども

家庭庁が作成をされました、こども誰でも通園制度の利用者向けパンフレットのリーフレットを添付しておりますので、ご確認をいただければと思います。以上、南丹市におきます、こども誰でも通園の説明とさせていただきます。委員の皆様よりご意見等賜ればと思いますのでよろしくお願いいたします。また、代用計画の方につきましては、本議題の質疑終了後に、説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長：はい、ありがとうございます。ご説明いただきましたけれども、何かご質問とかご意見とかございませんでしょうか。こちら新しい取組みになると思うんですけれども、現時点で何か市としてですね、想定される課題であったりとか、その対応策とかって何か考えていらっしゃるがありましたら、教えていただけたらと思いますが。

事務局：はい。新たな制度ということで先行して、令和7年度から実施している市町村もございますけれども、資料等を見させていただきますと、なかなかちょっと需要の方がわかりにくいところがございます。あと今回新たなシステム、国のシステムを使用しまして携帯等で利用予約する流れです。それより前段になりますけれども、イメージ図を見ていただけたらというふうに思います。まずは、支給認定の手続き。いわゆる今で言いますと、新制度になりまして、教育・保育につきましては、1号から3号までの認定の手続きがございます。それと同じ形で、この誰でも通園の方につきましても支給認定の申請をいただき、そして、認定書の発行ということになります。こちらの方につきましては、認定書の交付の下のところに書いておりますように、アカウントを発行するということになります。市の方において、国のシステムの利用者の申請された内容の登録を行います。そして、利用者の方についてはスマホで、自分の情報なりこどもさんの情報を入れていただいて、という流れになっております。そして一番大きなところが、予約の受け付けにつきましては、それに先立ちまして、利用したい園の方と、まずは面談を行うという流れになります。面談を行っていただいてこどもたちの状況等も確認いただいた後、利用ということになりますので、面談を行う時点で、いわゆるニーズの方は把握できるのかなというふうに考えています。ただし、これ全国的な制度になりますので、一番懸念をいたしておりますのがいわゆる保育所等でいきますと広域入所的な扱いのものであります。亀岡市在住で実家がこちらにありますとか、職場がこちらの方であって、利用したいという場合については、広域的な形での利用は可能でございます。ただし先ほど言いましたように、事前に利用される施設の方と面談ということで、スタートになりますけれども、その辺りどの程度の、いわゆる市外も含めてニーズがあるのかということにつきましては、一旦、先ほど申しましたように、公立園の方で先行して実施することによりまして、私立園様の方のスケジュール等も勘案しながら、検討できればと考えております。以上でございます。

会長：はい。ありがとうございます。補足の説明もしていただきましたけれども、何かご質問とかございますか。

委員：南丹市では、幼稚園、保育園に行っていない対象となる人数はどのくらいおられるのですか。

会長：いかがですか。

事務局：すみません。はい。今現状のところでございますけれども、南丹市において、ほぼ、5歳児さんの年齢の方につきましては、幼稚園もしくは保育所、こども園等に行っておられます。その数が、学年で約150名ということになります。ですから、若干年齢によって差異はございますけれども、概ね、その今申し上げました約150名前後の、児童、乳幼児の方が各学年におられると、うち0歳児でございましたら、これは12月現在ではございますけれども、0歳児の方につきましては31名が、いわゆる保育所等もしくはこども園の方に入所をされておるといような状況で、1歳児、2歳児になりますと、その割合の方が高くなるという状況でございます。以上でございます。

委員：私の質問の背景には、誰でも通園するというこの制度っていうのは、児童福祉法が始まって以来70年ぶりの法改正っていうか、その理由は私も驚いてるんですけども、幼稚園、保育園に通っているこどもたちの数の方が圧倒的に多いと思ってたんです。ですけども、日本の統計を見ると、行っていない人、どこにも通っていない人の数の方が多いんですね。多いとなると、幼稚園にも保育園にも行っていないこどもたちというのは、社会生活というか、友達同士で生活ができないものだから、それならば今までは、例えば両親が働いている保育に必要な人のための、幼稚園、保育園というのが、特に保育園の場合あったんですけども、そんなに行っていないこどもが多いのかなっていう気がしてとってもならないんですけど、それでちょっと聞いてみたんですね。南丹市の場合には、どちらの方が多いのか。もちろん、行っていない家庭、児童の方が多いならば、この制度ってのはとても役に立つと思うんですよ。ですけど、大部分が保育園、幼稚園に南丹市で通ってる人が多いとなると、果たして南丹市でこれをやる必要があるのかどうかというちょっと疑問があったもんですから、質問してみました。

会長：今の見解、お願いいたします。

事務局：はい。今ご質問いただきました点でございますけれども、低年齢児、乳児0歳、1、2歳の方につきましては、保育ということになりますので、保育の必要性によりまして、保育を実施するという形になります。ただ、ご承知のとおり保育士の確保の点で非常に難しい部分ありますので、すべての方において、保育が提供できる形にはなっておりませんで、後程また入所の関係の一次調整分の説明の方でも述べさせていただきますけれども、いわゆる育休等の取得の延長をお世話になったりというような部分がございます。そういった点では、おっしゃるように、こども誰でも通園ってどうなんだ、という意見もございます。ただ、こちらの方につきましては、先ほどもニーズ把握は確かに難しいということも申し上げましたが、全国的な実施を統一していく制度であり、且つ、ちょっと難しいところが広域的な形で、他の市町村からも里帰りで使える可能性もあるのでなかなか読みにくいということがございます。そういう点で、他市

町村の部分も含めての利用もありますので、それについては一定、実施の方についてはやらないといけないので考慮が必要です。以上でございます。

委員：すみません。こちら、月3時間までと書いてあるんですけども、最初そういうふうには実施されて、利用したいっていうこどもさんを預かっていただく。その場合、例えば、その子が3歳だったとして、預けた先で3歳の他のクラスのみんなと遊ぶのか。同じクラスに入れてもらって遊ぶのか、例えばもう、そういう子だけ1日3人いるか、いないと1人なのか0人なのか2人なのかわかんないですけど、預けた方だけ、別の部屋で遊ぶのか、みんなと遊べた方が社会性も身につくだろうし、でも毎回ドキドキして行って泣いて終わりの3時間っていう可能性もあるんだと思うんですけど、一緒に遊ばせていただけるようなシステムになってるんですかね。在園児さんと。

事務局：はい。今のご質問ですけども資料2-1の下側の方に実施予定の表の方を入れさせていただきます。その2段目のところ、少し先ほど説明が不足しておりましたので、改めて説明をさせていただきます。こども誰でも通園の実施方法につきましては、余裕活用型と一般型の2種類がございます。南丹市につきましては、下の余裕活用型の下に少し小さい文字になりますけれども、実施方法については余裕活用型いわゆる保育所の空き定員、例えば22人の受け入れ可能なところに、今15人ということでありましたら、その中で、いわゆる受け入れを行うということになります。ですから、今の、そのクラスに入ってその3時間を使っていた、それが時間単位になりますので、例えば3日間かけて1時間ずつ3回使うパターンもあります。もう一方、集中して1日で3時間を使うというパターンも考えられます。いずれにいたしましても、今の在園児と一緒に教育・保育を受けていただくということになります。ただし一般型の方につきましては専用の場所を設けたり専用の保育士等も配置する要件から、先ほど少し説明の中でも申し上げましたように、なかなか保育士の配置の部分で厳しい部分がございます。そういった中で、南丹市におきましては、余裕活用型の選択でさせていただきますので、ご承知おき願えたらと思います。以上でございます。

委員：ありがとうございます。保育士の現場もたぶんカツカツでやっておられると思うので、その子ばかりに気を寄せることができない状態の園が多いんじゃないかなあと思ってます。職員配置を多く、予算とかあると思うんですけど、保育士さんの負担にならないようにして欲しいなあっていう思いもありますし、こどもたちにとっては新しい出会いがあって、ちょっとした転校生、転入生じゃないけど、新しい子が来てるでって言いながらちょっとその子もちょっと主役になったり。周りとかたくさん遊んで関わっていき、相乗効果が得られたらすてきな制度だなと思います。以上です。

会長：はい。ありがとうございます。何かございますか。補足とか。よろしいですか。

でも今ご指摘いただいたところは全国的にも指摘されているところで、やっぱり初めてのところに行って、こどもがすぐに馴染めれるわけではなかったりとか、保育者側としても安全管理ってことを考えたときに、わからない要素のあるこどもたちがいるっ

てことの中でリスクはあるので、たぶん始めたら、いろんなところで課題は出てくると
思います。運用していただきながら本当に今おっしゃってくださったように、こどもた
ちにとっていい環境がつかれるように努力していかなくちゃいけないとこだと思いま
すので、委員の皆様方にはちょっとまたご負担をおかけしますが、ぜひ前向きに
ご検討いただけたらと思います。

ありがとうございます。他はよろしいですか。

委員：すみません。利用定員なんですけど、概ね3人というのは、年間通して3人なのか1
日3人なのかを知りたいのと、公立施設のひよしこども園だけだと思うんですけど、
今後、八木とか美山とかでやる予定はないんでしょうか。教えて欲しいです。

事務局：はい。概ね3人といいますのは、いわゆる、朝の9時から昼を除いて1時間単位
で、夕方4時までなんですけども、その1枠の、1つの時間体で3名ということになり
ます。先ほども言いましたように現状、受け入れ可能な施設が公立園におきましては、4
施設ということになっております。その中で、比較的どの地域からも距離に近いひよし
こども園の方で、先行して実施をしていく、という形で公立園の方で先行して実施の予
定をしておるところでございます。当然この部分につきましては、今後また、民間のこ
ども園様、また、幼稚園様の方にも取り組みを進めていっていただけるだろうというこ
とを考えておりますし、一定のニーズがありましたときには、また広げていくというこ
とも検討課題になると思います。いずれにしろ、先ほどもありましたように、初めての
制度でどの程度のそのニーズがあって、どの程度の利用があるのかなかなか掴みにく
い部分等もございますので、その辺りは推移等も見ながら、検討してまいりたいと考
えております。以上です。

委員：すみません。ちょっと内容のことで、確認しながら聞きたいんですけども、今回のひ
よしこども園は、その民間施設の認可の手続きが得られるまでは、ひよしこども園でさ
れるってということとして、今聞いてました。もともとこの事業自体は保護者の多様な働
き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するってことが目的だと思っ
てます。スケジュールを見ると、裏面の公立園通園開始というのが、たぶんこれがひよ
しこども園のことなのかなと思っておりますが、今までの説明から、ゆくゆくは民間施
設、私立園での実施の考え方に依存する形になってくるのかなと思うんですけど、その
考え方で合ってますか。

事務局：はい。あくまで先行ということでは本来でありましたら、民間も公立も同じ形で進め
ることも1つの考え方としてはございますけれども、公立園でも民間園でも実施をす
るということではございますので、民間園がスタートしたからそれに切り替えるという
ことではなしに、公立園は当然継続してやっていくとの思いです。そのスタートの時点
が来年度4月からということではございます。

委員：ありがとうございます。そうしたら、すみません。0歳から3歳でだいぶ幅がある
とか、こどもの成長過程では幅広いと思うんですけども、保育所なり幼稚園なりがわ

りと先生方が少なくて結構大変なところだと思うんですけども、例えばね、こども一人ひとりいろいろとアレルギーを持ってるだとか、いろいろこう面倒見なあかんこと、結構細かいことがあると思うんです。小さくなればなるほど多分あると思うんですけども。そういうところの、支援を強化することは、保護者にとってはいい話だと思うんですけども、実際受け入れ側の方は、そこを想定できていますか。制度として動きやすくなってるなとか、努力と根性でやるんだじゃなくてね、何かこう、子育て支援の受け皿として、安心して下さいって言うことが言い切れるのかって言うのが、ちょっと気になります。先ほどここを利用される方がそんなに必要性があるのかどうかって意見もあったのでちょっと気になりましたが、その実際受け入れた後の、公立にせよ、私立はちょっとわからないかもしれないけど、公立施設についての対応、現場の保育所、幼稚園からの声とかって言うのは実際どれぐらい聞かれてて、把握してて、そこを踏まえた上で、この事業がいけるっていうふうに自信を持てているのかどうかってことが聞きたいです。

事務局：はい。すみません。現場の負担の関係等も含めてのことだというふうに思うんですけども、先ほども少し、利用定員の部分でも言いましたけど、余裕活用型ということで、空いた部分でいきます、と。それ当然そちらについては、皆様ご承知の通り、例えば0歳児でありましたら、保育士の基準が、3対1。こどもさん3について1ということで、それを超えることはございませんので、一定、適切な保育を実施していくということについては、人員的には問題ない形で進めていくということです。それは公立、私立も同じくでございます。あと、人数、今のところ、先行して実施していくひよしこども園の方につきましても関係者の間で、共有を当然させていただいております。どういう形で実施していこうかということで。ただし、余裕活用型につきましても、定員がいっぱいになった場合については、利用できなくなるという部分はございます。当然これは事前に予約制になりますので、どうしても例えば、事前に行事等があつて、なかなか誰でも通園の保育が難しいパターンの時については、予約枠をクローズさせていただくということが、考えられるかと思います。

あと様々なこどもさんがおられますので、例えば先程、ご指摘のありましたアレルギーの関係等もございます。そういった部分につきましては、利用までに事前に各それぞれの施設の方に面談の予約をしていただいて、預かるこどもさんの様子を十分に把握し、また健康状態等も把握した上で、保育を実施していただくということになります。こちらについても、公立私立変わりなく、同じ内容になっております。また、先ほど、利用時間につきましては、お昼休みを除いております。こちらの方については、給食の提供がなかなか難しい部分があります。先ほどご指摘いただきましたように、アレルギー等の方もございますので、そういったものでもし仮に何らかのアレルギー源が見つかってない部分等もあつたり、また、特に食事の指導なりで、こどもたちがなかなか落ち着かない部分、初めて過ごす場所でございますので、安全性も考慮した形の中で、令和8

年度につきましては、食事の時間を除いた、給食提供なしの設定で、実施の方はしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、安全で適切な保育ができる環境を整えた上で実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員：すみません、ありがとうございます。ごめんなさい。概ね3名と言っているのは、その3名をその枠でみるときに、別でみられる方は何人とか特に決まなくて、別でまた雇うというか、入れるってことですか。そうとも聞こえたし、何か事業があった場合は忙しくなるから受け入れをしないっていう言い方にも聞こえたんで。そうすると園の先生たちでみるのかなっていうのと、何かちょっとこう、両方取れる説明でした。改めてこどもをみてる先生を、専用に入れたりするんですか。

事務局：はい。あくまでこの通園制度の方につきましては、余裕活用型といいまして、今の定員、いわゆる利用ができる定員に満たない部分、例えば、15人が受け入れ可能だけでも、10人までしか受けないということで、あと5人の分の受け入れが実際可能であります。ただし、それじゃ、そこで5人を受け入れたらいいんじゃないかということになりますけれども、当然学年等によっても、受け入れ可能人数が変わる部分等もございます。そういった上で、概ね3名ということで設定をさせていただいております。当然その新たに、このためだけの人材の配置ということではなしに、あくまで今の、可能な範囲の人員配置の中で運営をしていきたいというふうに考えております。

委員：ありがとうございました。

会長：他はいかがでしょうか。はい。お願いします。

委員：すみません、ちょっと声がこんなですみません。先ほど月3時間までっておっしゃられてたので、まとめて3時間とるのも大丈夫ということだと思うんですけども、その食事が出ないのはわかるんですけど、後半の午後1時から4時になった場合、1時間じゃなくて3時間取られた場合、たぶんおやつ時間が、入ってくるかと思うんですけども、その場合はこられた方にもおやつを同じように提供するというところでよかったでしょうか。その際、たぶんそれもまたアレルギーの問題があるかと思うんですけども。その辺はどうされるのでしょうか。

事務局：はい。先ほど食事の関係でアレルギー関係の話も申し上げましたけれども、基本的には、その時間帯の中で利用されても、おやつ提供までは予定しておりません。

委員：わかりました。ありがとうございます。実際は皆さんが食べてる中で、私、僕の分がないってなった場合は、たぶん泣くお子さんが続出するんじゃないかなと思うので、その辺は保護者の方に説明をされるか、そのおやつ分だけ料金を別でいただくかされた方が、みんながせっかく今まで一緒に遊んでたのに、おやつ時間になったら君のはいって言われたらたぶん悲しいですね、こどもさん。それもちょうと考えておかれた方がいいんじゃないか。食事はもう、昼ご飯はないのはわかりますけど、どうしてもその3時間使いたってなるとやっぱりどうしてもおやつ時間にかぶってしまうので、その辺はちょっと、保護者の方に相談されるか。別料金でお菓子代をもらいます

って一言伝えて同じように出してあげたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

事務局：はい。ご意見ありがとうございます。実際まだ運用の方ができていない段階ですの
で、ちょっとなかなか難しいといえますか、いろんなことを想定しながら作成をしてお
りますけれども、今おっしゃっていただきました意見等も、検討の中に加えて、今後推
移を見ながら、進めてまいりたいと思います。以上でございます。

会長：委員、よろしかったです。

委員：はい。ありがとうございます。

会長：他はいかがでしょう。よろしければこの資料 2-3 の方も少しご説明いただいてもよ
ろしいですか。

事務局：すみません。それでは、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画につ
きまして、説明をさせていただきます。国の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事
業計画の提供体制の整備、並びに、子ども・子育て支援給付並びに、地域子ども・子育
て支援事業及び、仕事子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針
等の改正に伴いまして、こども誰でも通園の実施にあたっては、市町村子ども・子育
て支援事業計画、南丹市におきましては、南丹市こども計画に、乳児等通園支援事業の量
の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期。そして、乳児等のための支援給付
に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を、基本的事項として位置づ
けるということが、規定されたところでございます。また、必要な事項を盛り込むこと
が困難な場合、代替措置といたしまして代用計画を策定し、適切な体制確保に努めるこ
ととされておりまして、南丹市では、南丹市こども計画のこども誰でも通園制度の項目
におきまして、量の見込みや提供体制の確保などにつきましては盛り込んでおります
けれども、教育・保育等の一体的に提供する体制に関する事項につきましては、計画策
定時には、具体的に示されていなかったことから、今回、代用計画を作成し、誰でも通
園を実施しようとするものでございます。代用計画の内容につきましては、資料 2-3
の方に記載をさせていただいておりますとおりで、末梢線部分の時点修正と、下線部分
の追加になります。スケジュールの関係で、すでに京都府の方に対しましては、提出し
た内容になっておりますけれども、代用計画については、市町村の子ども・子育て会議
の意見を聴取するとされておりますので、委員の皆様のご意見等賜ればと思いますの
で、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

会長：ありがとうございました。何かご質問ご意見ございますか。特段よろしいでしょうか。
では、よろしいですか。お認めいただけたとさせていただきます。ありがとうございます。

では、議事案件 3 ですね。保育提供体制の確保のための実施計画についてということ
で資料 3 についてのご説明をお願いいたします。

事務局：はい。失礼します。保育提供体制の確保のための実施計画についてです。現在、国
においては、令和 6 年 12 月 20 日に公表されました、保育政策の新たな方向性に基づ

き、地域の課題に応じたきめ細やかな対策をしていくこととしており、保育提供体制の確保のための財政支援に関する実施方針に基づき、市町村ごとに保育提供体制の確保のための実施計画を作成することにより、人口減少対策に係る補助事業の補助率かさ上げ等の財源支援を行うなどの方針を示されたところでございます。南丹市におきましては、保育事業者の人材確保定着の観点から、新たに正規雇用をしました、保育士等を市内に設置する、保育事業所に勤務させるために、借家等を借り上げ家賃等を支払う保育事業者に対し、国の保育対策総合支援事業費補助金の保育士宿舍借り上げ支援事業を活用した補助制度を設けておりますが、当該事業の採択に当たりまして、資料3にございます、保育提供体制の確保のための実施計画を作成する必要があるとされておりますので、本実施計画につきまして、南丹市子ども・子育て会議におきまして、承認を賜りたいと考えております。

計画の概要につきましては、計画の期間は令和7年度から5年間。毎年4月1日現在の就学前児童数に対する保育の申込者数、利用定員を超える申込者数の場合は、待機児童数、というふうになります。南丹市においては、保育提供体制を4つの中学校単位としておりまして、2ページ以降に、提供体制提供区域ごとの人数を記載しておりまして、その合計が、1ページ目。右肩資料3となっておりまして、令和7年度につきましては実績数を記載させていただいておりまして、令和8年度以降につきましては、南丹市こども計画での幼児期の学校教育、保育の量の見込みの考え方に基づいた数値としておりますが、就学前児童数におきましては、過去2年間の増加減少率の平均を使用しておりますので、こども計画の内容と数値が異なっております。

以上、保育提供体制の確保のための実施計画の概要説明とさせていただきます。ご承認賜りますように、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長：ありがとうございました。資料3についてのご説明いただきましたけれども、何かご質問ございますか。よろしかったでしょうか。

ご意見なければお認めさせていただいたということですのでよろしいですか。はい。ありがとうございます。

では議事はそこまでで、次第の4、報告ですね。令和8年度就学前教育・保育等の申し込み状況について、資料4のご説明をお願いいたします。

事務局：はい。失礼します。令和8年度就学前教育・保育等の申し込み状況についてです。資料4をご覧ください。令和8年度、保育施設の保育所認定こども園の申し込み状況につきましては、11月に申請を受け付けた分で一次調整を終えまして、現在は二次調整に向けて審査を進めているところでございます。2月初めに一次調整の結果を、申請されました保護者様宛に通知をいたしました。公立の幼稚園につきましては、定員内での申し込みとなりましたので、調整結果とあわせ、入園の許可書を保護者様宛にお送りさせていただいております。令和8年度の調整も、民間園様につきましては、定員を基

準に受け入れができるまで、公立施設については、保育士の配置人数と保育室に合わせて、受け入れ可能数を算出し、できるだけ多くの利用希望が叶うよう調整を行いました。利用希望の多い園部地域におきましては、10人を超える方が第1希望の施設以外で内定となっております。また、調整にあたっては、市が定めます、南丹市保育利用調整基準調整指数にて、それぞれのご家庭の保育の必要性を指数化いたしまして、点数の高い方から利用できるような調整となっております。どうしても、求職活動中の方であったり、就労の予定時間数が短い方が現在保留という結果となっております。そういった方々につきましては、育児休業の延長をしていただきましたり、また働く時期を遅らせるというような、お願いをしているところでございます。最終の待機児童数については、表で記載しております3枚目の右下にありますように、0人となっております。また保留の中には、保護者様より、加配の配置、加配職員の配置を希望される方もあり、現時点での受け入れ可能数は、通常の保育士と、配置基準の中で一般的な保育時間、朝の8時半から16時半の間と、早朝と延長の時間帯を含めて、開設できるような形で、保育士の配置を考え、シミュレーションをした上での人数となっており、なかなか保護者様が希望されるような形で保育士の確保ができていないというような状況がございます。結果を送らせていただいたときには、利用調整ができずに、保留となった方には、個別に担当の方からも電話にて連絡を入れさせていただいております。

昨年2月に開催の子ども・子育て会議で報告いたしました、令和7年度の一次調整の時点では、保留の人数が13名。待機児童の数が5名ありましたので、今回の保留18名、待機0名という形で、数で言いますと、昨年と同程度となっております。また前はきょうだいがバラバラの施設で決定したという方はございましたが、今年度につきましては、きょうだいが0歳児、下の方が0歳児であった関係で、バラバラの施設で決定とさせていただいた方もございます。また今後になりますが、3月に入りましたら、公立施設の方は、人事異動の配置が決まって参りますので、再度受け入れが増やせるように調整いたしまして、一斉申し込み以降で受け付けしている方などと合わせまして、2次調整をしていく方向性です。以上で報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

会長：はい。ありがとうございました。何かご質問、ご意見ございますか。よろしゅうございますか。いろいろご苦労いただいているということのご報告でしたので、引き続きどうぞ、ご尽力いただけたらと思います。ありがとうございます。

5番、その他ですね。その他何か、事務局からございますでしょうか。

事務局：ありがとうございました。すみません。それではですね、5番目のその他なんですが、その前に1点訂正をちょっとさせていただきたいというふうに思います。冒頭で出席委員20名中16名とお話させていただきましたが、高屋委員の方につきましては、急遽ちょっと急用が入ったという報告を受けましたので、20名中15名の出席ということで、ご報告させていただきます。なお本会議の成立については、変更ございません

ので、ご了承いただきますようお願いをいたします。

次第の 5 のその他でございますけれども、事務局の幼児教育・保育推進課の方から 1 点ご報告がありますのでよろしくをお願いをいたします。

事務局：それでは失礼いたします。就学前教育保育施設の再編につきまして、令和 7 年 8 月に開催されました、令和 7 年度第 1 回南丹市子ども・子育て会議において概要をご説明申し上げたところです。園部地域では、園部保育所と園部幼稚園を再編し、現在の園部幼稚園の施設を活用して、令和 9 年 4 月に、幼保連携型の認定こども園の開設を計画しているとお伝えいたしました。令和 7 年度には、基本設計及び実施設計業務に着手しております。その中で、幼保連携型のこども園にするためには大きな施設改修が必要となり、設備の調達に時間を要することが判明いたしました。そのことにより、令和 8 年から令和 9 年にかけて工事を行い、令和 10 年 4 月の開園に向け調整を図っているところです。また、八木地域の公立施設の認定こども園化につきましても、現在の八木中央幼児学園は、八木中央幼稚園と、八木中央保育所で構成されており、令和 8 年 4 月に中央幼稚園と中央保育所を再編した、幼保連携型の認定こども園の開設を目指して京都府と調整を図っておりますが、手続き、調整等に時間を要することから、開設時期を令和 9 年 4 月に変更し、進めてまいりたいと考えております。園部地域、八木地域の公立施設の再編や認定こども園化については、1 年延期となりましたことを本会議においてご報告をさせていただきます。以上です。

会長：ありがとうございました。何かご質問等ございますか。お願いいたします。

委員：失礼します。今、八木の中央幼児学園と東幼児学園の再編があつて、東幼児学園も今後何年間か使用されるんですね。私ごとで申し訳ないんですけど、うちの孫が、下の子が 0 歳児のときに、園部の方に入れなくって、東幼児学園に行かしてもらったんですね。私ももうたびたび送迎して行き、雨の降る日にお迎えに行ったら、一歩入ったら廊下に、いっぱいたらいかバケツとか並び雨漏りがジャージャー。まだ 1 歳児、0 歳児の子がみんながちゃんと歩いてよけるわけではなくって、ハイハイしてたり、そういうこどもをというか、園児だから口に入れますよね。思わず先生に修理してもらわれないんですかって聞いたんですけど、いや、言ってるんですけどねっていうことで。うちの孫は 1 年だけだったんですけど、そのあとも、お知り合いの人に尋ねると、いや、まだ漏れてるでとかね、そういう話だったんですけど、今はもう修理とか終わってるんですか。

事務局：今おっしゃることは、園の方からも伺っております。吹き降りが入ったり、屋根自体ではなく横からということを知っています。修繕が可能なところは修繕をさせていただきたいと思うんですが、予算的なこともありまして、大規模修繕とはいかない状況です。

委員：当時は屋根から大きな雨がぽとぽと落ちていました。

事務局：はい。修繕の要望は聞いております。

委員：南丹市のこどもを健康でみんなで支えてね、成長、育てていくっていう観点から言えば、一番にそういう衛生的なことが大事なと思って。おかげさまでうちはもう無事卒園させていただくんですけど、今後も使用されるんだったらもうちょっと設備の見直しを。費用はかかると思うんですけど、やっぱり未来のあるこどもたちのために、お願いしたいと思います。

会長：はい。ぜひ前向きにご検討いただけたらと思います。他はよろしかったですか。はい。どうぞ。

委員：すいません。今お話にあったように東幼児学園の雨漏り問題とか、トイレが外とか、手洗い場が外とかよく私もいろんな方から聞いてるんですけど、修繕してももともとの作りがやっぱり昔ながらのつくりで、ちょっと修繕しても、たちごっこっていうか修繕してもらって、けど横からの雨には修繕してもそこから漏れてしまうとかいう形で。なかなかこう上からまたかぶせてみるけど駄目だとか、いう話も聞いてます。その中で、今中央幼児学園自体が、昔より大分こどもの数が減ってると思うんですよね。なので、教室自体もランチルームが各学年にあったり、使っていないとか、今そういう活用の仕方をしているクラスも実際ある中で、0歳児も分園とかにせず、一緒に建物でみるっていうのはできないんですかね。修繕をしようと思っても、南丹市のお金もかかるし修繕しても、建物自体を取り壊して建てないことには、もう難しいところにきてるのではないかなっていうのがありまして。でも、新しく建てたところで、こどもの人数は減っていくばかりなので、それは利にかなってないので、中央幼児学園で一気にちっちゃい子からもう全部をみるということはできないんでしょうか。

会長：はい。いかがでしょうか。

事務局：こども計画にも入れさせていただいているところもありまして、ニーズに応じて、規模を縮小したり、民間の参入もあるということで書かせていただいておりますので、その形でも持っていきたいと考えております。

委員：民間の参入は八木ではなかなか見つからないと私は思います。勝手に。なかなか人数が増えることが難しい中でやってもいいよ、自分のお金でこどもたちをみるっていう方がなかなか見つからないんじゃないかなと思います。やはり公立で残ったものに対して、あそこの園は新しくっていろんな施設を綺麗にしてもらってるのに、かたや八木に住んでるから、ここしか行けないのにそこボロボロやで、みたいなのは、ちょっと何か同じ南丹市として、不公平に感じます。古きよき雰囲気大切にすることもありますが、ちょっと衛生的な視点で、それこそ、こどもの健康を考えた中では、腑に落ちない方もいらっしゃるのではないかなと思います。なぜ、東幼児学園をそこまで活用するのか方針があったら嬉しいですけど、いろんなことを考えたら、早くに一緒にできないんだらうかって勝手に思うんですけど、後々はなると思っているんでしょうか。

事務局：今、八木中央幼児学園は0歳児保育をしておりますので、そういう施設に持っていく形にはなると思います。今、八木東幼児学園は0歳児受け入れの設備になっており

ます。今後、幼保連携型にしますので、少しでも八木中央幼児学園に持っていくという検討はしていく方向ではおります。

委員：ありがとうございます。あと、ここに載ってる全域の合計 571 名って書いてあるんですけど、これは保育園児の数であって幼稚園の子は入ってませんよね、この数には。今幼稚園の子ってものすごく少なくなっていると思うんです。こどもが 2 人あり幼稚園で、どっちも中央に入れましたけども、下の子が今小学校 2 年生ですけど、年長さんに上がる頃にはもうクラスが 7 人とかになってしまうんです。幼稚園の子が少ないので、もうミックスクラスで過ごし、もうすでに幼保一体なんですよ。実際、中央幼児学園自体が。幼稚園に通う子としては、全体で何名いはるんですか。今現在で、幼稚園に入ってるよって子は何人いるかちょっと知りたいです。

事務局：令和 8 年度ですけれども、園部幼稚園につきましては全部で 28 名です。

委員：3 歳から 5 歳児ですか。

事務局：3 歳から 5 歳児です。八木中央幼児学園で、幼稚園の方については 10 名です。

委員：3 歳から 5 歳までで？ 10 人。

事務局：はい。合計で 38 名です。

委員：ありがとうございます。少ないですね。

委員：すみません。園部幼稚園なんですけど、工事等々の影響で、延期になったというのは今年の 1 月に、私もお聞きしたんですけども、私たちが聞いただけで、保護者の方にはまだ説明が行われてない。詳しいことは説明がされてない中で、来年度以降の入園される保護者の方は、1 年だけお弁当なりを作ったら来年以降は給食が提供されるってきつと思ってる方が多分おられると思うんです。でも 1 年延びたということは、2 年間お弁当を作らなければならないっていうのがあるのと、現在、預かり保育にする場合、こちらは預かり保育の申請を出して、預かり保育の申請をするんですけど、認定こども園になると、その申請がなくなるか、なくなるかわからないんですけど、今よりは多分利用しやすくなるし、だからそれを期待して、園部幼稚園を選んでくれてる保護者の方もきつというらっしゃると思うんです。それができなくなったっていう、工事の関係等でできないっていうのは、ちょっときちっと説明をされて、せめてその遅れた分、1 年間は普通にお弁当を作ってもらって、それ以降は南丹市の保育所等で給食が提供されているのであれば、同じような形で提供してあげたほうがいいんじゃないかなと。そのあと、当然給食に移行するので、その練習も兼ねて給食を提供されていったらどうなのかなっていう。保護者の方にそのあたりの説明をいつされるのか入園されてからするのか、今、入園される前に、在園生の保護者の方と、次入園される保護者の方にどこまで説明をされるのか。私らは卒園するのでいいんですけど、やっぱりちょっと延びた分、仕方ないとはいえ、南丹市としてもきちっと説明をしてあげたほうがいいんじゃないかなと思っております。その辺のご予定はどうなんでしょうか。

事務局：園児がいながらの工事も検討しておりましたけれども、ちょっと給食と電気関係の

キュービクルの関係を新設しますので、大きな工事になります。その関係で時間、日、工事も延びると期間が延びる、という形になっております。その期間においては園児たちは園部保育所の方へ移動していただくということも検討しております。そのなかで、様々な環境の変化や、工事期間の利用についてはご心配もおかけしますが、安全に利用いただけるように、今後の調整は、計画的に進めていきたいと考えております。給食の問題も言っていたいておりますが、他園での給食を運ぶということは、保育所ではできないので、今の園の状態での、お弁当という形を、今、入っていただいている方にはお願いをしたいと思っております。

委員：わかりました。ではその説明、今の説明を、どのタイミングで、在園児のお母さん、保護者の方、今度入園されるお母さん方にご説明をされるんでしょう。それを聞いておかないと保護者としては、とても不安だと思います。その辺は案内とかはもう出されているんでしょうか。説明会がありますよという案内は出されていますか。

事務局：今のこの1年延期という報告はここで初めて出させていただいております。皆さん委員さんなので、ご説明を市の方からさせていただき、ご報告という形でさせていただいております。他の委員会等にはまだ、その1年延期ということは言っていないので、今の経過を初めて発信をさせていただいております。今後その内部の中での発信をし、また外部に発信をさせていただきたいと考えております。

委員：すみません。今でここが今初めての発表ということを知ったんですけど、実際は、事務局側の方はいつぐらいにそこがわかってたんですか。そこがわかって、今言われたことに対してそういうふうにやっていきますってなりますか。それ必要やなって感じたのか、それがそもそもそれを必要やと思って、もうスケジュールはもう今組まれているという状態なのか。ちょっとそこがピンとこなくて、どちらかというと今の話は後者の方に聞こえるんで、今、意見があったことに対してはそういうことを取り組んでいきますっていう、意見ありがとうございましたっていうような感じで。とらえられたんですけども、実際はもう先週聞いたばかりです、なのか、もっと前からわかって、これって大事なことやな。こどもたちのため保護者のために、そこが気が付く部署やと思いますんで、その辺がどのタイミングだったのかなってのが、ちょっと知りたくなりました。

事務局：先ほども言いましたが、基本設計と実施設計を、今年度にしておりますので、今の時点で業者との工事期間がいつになるかという未確定な期間です。3月まで、そういう実施設計の業務期間中になっておりますので、今それがすぐ保護者に出せるかというところが、ちょっと時間をいただいている状態になっております。議会の方についても、工事の予算について、説明をさせていただくというお時間をいただいた中でやっておりますので、もっと前にわかったのではないかといいのではなく、実施設計の業務などで、判明した形にはなっています。

委員：ありがとうございます。それがわかって、各担当園の園長へその話がもう伝わり、そ

のつもりで考えてくれたりとか連携もされてるってことですか。

事務局：園長にはその実施設計のときにも入っていただいています。現場の声も聞くという工事になりますので、園長には入っていただいて、どういうものがあるか。幼保連携型にするには、0歳児も受け入れますので幼稚園の方については。そのご意見を聞く中で、工事が延長になるということは、その設計段階では、打ち合わせの段階では、言葉には出ております。

委員：はい。そうしたらもうだいぶ過去の段階でわかってたってことですね、可能性として出たってことですね。

事務局：そうですね、可能性としてあるのですが、皆さんに公表するのは、やっぱりわかった時点でないと、公表ができませんので、この場を借り公表となっております。

委員：可能性はあって、ごめんなさいね。問い詰めてるわけでも何でもありませんけど。皆さんたぶん聞きたいところだと思うんですけど。可能性があって、これはもう判断するしかないなっていうタイミングが割と直近にあったってことですか。その外出しが今回この場であったっていう認識でよろしいですかね。この後、それをたぶん期間が短いと思うんですけども、年度も終わることだと思うので事務方がたぶんすごく急ピッチでやらないとなかなか大変かと思うんですけど、そこを頑張って汗かくみたいな感じのイメージで。ありがとうございます。

委員：私はあんまり今の会話がね、詳しいことはわからないんですけども、基本的に、園部保育所と園部幼稚園が一緒になると。こういう情報は大分前から入ってて、実際に、やろうとしたら、1年足らずで幼稚園の方に移るには相当お金がかかるっていうことがわかりますよね。いろいろな工事とか、もう一度、設計するとか。いろんなことをし始めたっていうことを聞いたんですけども。私はこれ基本的に、5年とか10年先の話であるならば、変わるってことはあり得ると思うんです。だけどわずか1年もしないうちにね。莫大なお金がかかる、想定以外のお金がかかるということになる。南丹市の計画というのは、基本的にかなりずさんじゃないかなっていう思いです。一緒になるならば、もう、その時点で幼稚園に移るからこのくらいのお金はかかるだろう、ここをこういうふうに改築しなきゃいけないだろうっていうようなことはわかっていなきゃいけないんじゃないかなっていう。話を聞いてて思ったんですけども、南丹市は前から当然誰が考えても幼稚園を保育園にするっていうのは、これ相当大変というか、お金もかかるし、構造も変えなきゃいけないし。結局犠牲になるのは、こどもたちですし保護者たちじゃないかなあということをちらっと思ったんですけども、そのあたりどうなんですかね、南丹市っていうのは。

事務局：計画では出しているのですが、設備、キュービクルや全部電気系統を、変える形になるので時間が要するという形です。

委員：それはわかるんです。当然もう大変な工事になると思うんです。それこそ、1つの保育園を建てるぐらい大変だと思うんですよ。だからそれは、もう初めからそういうこと

を設定しておいて、決めなきゃいけないんじゃないか。やってる最中で、そういうことがわかった、では何か保護者とか子どもたちに、犠牲を払ってもらわなきゃいけないんじゃないかっていうような気がするんですね。詳しいことを私はわかりませんから、何ともこれ以上のこと言えないんですけども。

事務局：すみません。ただいまご指摘いただいていた部分、予算面で、工事については一応概算の方で当然出ささせていただいております。今、実施設計というのは設計業務をしていく中で、一番大きく変わった、先ほど課長からもありましたけれども、工事期間自体は、概ね半年あまりで終わる、1年もかからないだろうというふうには想定しています。ただし、設備のキュービクルというのは、発注をかけて大方1年近く納品までかかってしまうというようなことがございます。そうなりますと、例えば、工事着手をするのが年度途中となると、幼稚園のいわゆる工事期間が2カ年に跨ってしまうということが生じてしまいます。それを避けるために、工事の先にキュービクルという設備の方の発注をいただいた後に、子どもたちが1年間、年度途中で園を変わらなくてもいいように設定をするようになりますと、予定ではありますけれども先に、設備の方を発注していただけるような工期を設けて。そして実質子どもたちが移動していただいた段階で、共同保育していく。それが1つの年度の中で完結して、新しい園舎に移っていただくということになります。当初計画どおりにいきますと、キュービクルのことも当初のスケジュールどおりでいきますとやはり3月を越して、4月、5月ぐらいに引っ越しをしていかないと。ということは、入園途中で変わってしまうということになります。それについては、園の方も、なかなかその年度途中の移動は非常に厳しい、運営上厳しいということもありましたので、そういった意味で、一定スケジュールのほうは1年遅らせる。年度で、4月入園で動きますので、それで年度自体を動かさざるをえなかったというのが実情でございます。

委員：私、強い言葉で言っちゃうかも。申しわけないんですけども、何か言い訳にしか聞こえないんですね。私の法人でも全く同じことが起こってたんです。幼稚園を保育園に変えてるんです。でもそれは、変えた場合にどういうことが起こるか。どういうことが、今例えば費用がどうなのか、もう全部を想定して公表すると同時に、変えないっていうか、ちゃんとうまくできたんですね。だからもう、園部保育所が幼稚園の方に移るってことは、結構前から聞いてました。その時点で初めから、そういう工事をした場合にはどうなるのか。例えば厨房を作る場合にはどうなのかということをね、もう話し合ってたなきゃいけないんじゃないかなっていう気がしたもんですからね。結局聞いたら、ちょっとさっきよくわかんなかったんですけども、令和10年開園なんですか。完成するっていうのは。令和9年で公表してると思うんですよ。公には。もしそうであるならば、私はもう本当に、例えば新聞広告出すとか、そういうことまでして、こういう事情で、これ延期になりましたっていうぐらいのことをしないと、市民の人も納得しないんじゃないかなと思いますけども、どうなんですかね。

事務局：よろしいですか。私の方から。すみません、今いろいろご意見いただいてるんですけども、いろんな施策を実施するにあたって、一定どの時期を目指して、どんなことをやるのかっていうのは当然あるんですけども、そういった中で、園部幼稚園のこども園化っていうのも1つスケジュールを決めて、取り組んできました。1つはもちろん政策的に、いつスタートするのかっていう、市長であったり、理事者の思いの中で、いつを目指すということも、まず大前提にありますし、それに向けて必要な財源をどう確保するのかっていうこともあります。そういうことも踏まえて、ニーズも踏まえながら、政策的なこと、予算的なことを踏まえて、計画を立てていって、今着手してきています。ただ工事の面でいきますと、やっぱり私たちもいろんなことを当然想定して、工事の段取りを組むといえますか、予算を組んで計画を立てていくんですけども、技術的なことはなかなか専門的なことでわからない部分がありますので、市役所の中でもその技術を担当するところ、工事の入札を担当するところと、協議して相談しながら取り組んでいきます。ただ、やっぱりどうしても、実際に今回ですと、設計業務で業者に入っている中でしかわからないことっていうのが、その予定を予想を超えるようなことがやっぱりどうしても出てきてしまいますので、それが生じたときにどうするのか、工期を延ばすのか、いやそこを諦めるのか、とか、いろんな判断を、またしていくことになります。その都度また議会に諮って、ご意見をいただいたり、承諾を取ったりしていくということになります。今回ももちろんどこまで見込むレベルなのかっていうところ次第になってくるんですけど、私たちの中では、もう見込みようがなかったことが起こって、延ばさざるをえないということで、これは言い訳にしか聞こえないかもしれないですし、これは言い訳の弁を述べてるにすぎないところもあるんですけども。1つは今もありました通り、1ヶ月、2ヶ月、何とか頑張ったらできるっていうような判断とかもあるんですけど、保育所、幼稚園という教育施設の開園ですので、そこはやっぱり4月に間に合わないといけません。当初は4月開園予定としたかったんですけど、2週間、1ヶ月遅れるし5月からやったらできるわっていう判断にはならなくて。もう1年延ばさざるをえないっていうようなことになっていきますので、今回もその2ヶ月、どうしても難しいっていうようなところの中でどうするのかっていうところだったんですけども。今おっしゃっている、さっき説明した通り設計業務としては3月末まで履行期間があるので、まだその成果品としては正式なものを預かってない中で、まだ正式な公表ができないということがあったりですとか。でも、おおよそのことはもうわかっているので、そのわかっている中で、内部で調整をしていっているという状況にもなります。それが設計が延びることで、また工事が延びることで、次の予算の獲得をしていかないといけないので、その予算を今組む段取りをしてたりですとか、それがまた次の6月議会であったりしますので、なかなかそういう議会の手順とかを踏みながら、皆さんに公表できるタイミングを、リリースを踏まえて、担当の方と協議をしているというところなんです。ただ、今の保護者の立場で意見を言っていたりですとか、園の現場の先生の

立場で意見をいただいていることとかがありまして、もちろん現場の方の立場でいくと、できるだけ早く保護者に知らせたいというようなことは聞かせていただいています。そういう調整の中で、今の私どもの判断は、業務がまだ完了していないことですか、次の予算の獲得とか工事の予定を議会に諮っていくことのタイミングも踏まえて、年度が変わった段階で、次の保護者の方に、今の保護者の方じゃなくって年度が変わってしまうんですけど、年度が変わった段階で、保護者の方に説明をしようというところで、整理をさせていただいているところです。補足の説明ですけど。ちょっとなかなか私たちも、思い通りにいってないところで、なんと申しますか、もうこれ以上見込みがない中での判断だったので、そこはもう、私どもも仕方がないというか、自分たちの中では一定納得して、次の段階に進めていかないといけないうふうに思っていますが、今自分たちの納得と保護者の方や一般市民の方の納得という部分のラインが違う部分もあるかと思しますので、そこはしっかり説明するときに、説明責任を果たしていきたいと思っています。以上です。

委員：私は南丹市が手を初めからこまねいているとは全く思っていない。一生懸命やっていることは事実だろうと思うんです。だけど、もっと初めから工事っていうのはもう、突拍子もないことも起こりますし、経済の面においても、あと何千万足りなくなっちゃったとか、そういうことが起こると思うんです。これは事実だと思うんですけども、けどもうちちょっと、初めからちゃんとやっというて、いや実際はこうなってしまったからどうなるっていう方法でやってくれた方がよかったかなっていうことを思います。

委員：すみません。そちら座れている方も半分以上よく知ってる方なんで、何か言いにくいところもありますけど、キュービクルってあれですよ。高圧の変動のやつですよ、機械ですよ。それって多分、もう早い段階でわかってきますよね、きつとね。だから設計変更って多分もう早い段階でわかったんじゃないかなってちょっと感じたんです。ごめんなさい、先ほどからのやりとりの中で、多分これもうずっと続く話だと思うんで、言い訳でごめんなさい。それに対してまた何かこの話がずっと続いているんで。早く切りたいとは思っているんですけど。今回のね、この話以外の別の案件でも、僕ら結構、意見を言わせてもらって、それに対して承認、承諾みたいな形でして。説明を受けてこうやったけど、今の話をやりとりしてる中で、そういうちょっとずれが出てきたりとか、現場と事務方のラインの違いだったとか、なんかそういうのを聞くと、今日スタートしてから的事案についても不安になってくるんですよ。この瞬間だけ集まってこの瞬間だけ聞いて、この瞬間だけでわからないことを聞いて、でもその意見が、一応こういう会議の場所で、皆さんの承認を受けたんで、この事業を進めますっていうことを多分盾にして進めると思うんですよ。事務方は。こういうことを積み上げたのでっていうのがあると思うんで。そう思うとやっぱり行政マンとしてその部分は腕の見せどころだと思うんです。現場の声と事務方の部分と、予算の部分と、進行の流れがあると思うんですけども。やっぱり設計の段階でうん？っていうのがあったら、これ多分すぐに浮

かぶのはたぶん予算だと思うんです、きっと。これ、議会のタイミング間に合わへんのちゃうかって。多分すぐ浮かぶと思うんで、そこの連携を密にやりながら、何かしていただけると、そこが腕の見せどころだと感じます。こういういろんな事業を、立ち上げてやろうとしてくれてることはすごく頭が下がる思いなんですけども、都度都度の説明で、さっきみたいな話になると、どうなのっていうふうにやっぱり思う方が増えてしまうんで、そうならないようなオープンな伝え方。ちょっとでも違ったなと思ったらすぐに修正する、ずれることは僕問題ないと思うんですよ。ただ説明がちょっとこうご理解くださいっていう説明になってしまうんで、何か、飲み込むしかないみたいな感じになってくると、せっかくやってることが、何かこう応援に繋がらなくなってしまう悲しさがあると感じたので、すみません、まとめさせてもらいました。以上です。

会長：何か事務局から、もう1つありますか。いくつかあると思うんです。やっぱり説明の仕方ってこともあるし、言えること言えないことあると思うんですけれども、でもやっぱりタイミングってすごく大事なんですね。先ほどご説明を、補足していただいたように、やっぱ年度単位じゃないと動けないっていうその事実だと思うんですけど。だとするならばどの段階でどういうふうに説明をして、皆さんに理解をしていただくか。納得するかどうか別ですけど、理解いただけるような説明をしないと、今のようなご意見が必ず出てくると思います。私の大学も今実は二条駅のところで工事をしておりまして、工期が遅れまくってます。今年はやっぱりあらゆるものがすごい高騰して、どうしようもないようなことになって。なので、うちは結構早い段階で、やっぱり4月にはもう間に合わないの、9月にしますってことを公表して、発表もしました。それでもやっぱ批判が出てくるんです。出てくるのは当たり前なんですけど、やはりみんなが理解して、仕方ないねって思ってもらえるような、説明の仕方をするのとやっぱり当事者の方たちにとっては、本当に死活問題だと思うので、そこは早く丁寧にしたほうがいいんじゃないですかっていうことのご意見がたくさん出たというふうに私は理解しておりますので、きちっとやっていただけたらと思います。ありがとうございました。はい、他はよろしかったでしょうか。では案件そのものは終わりましたので、事務局にお返します。

事務局：はい。ありがとうございました。多くの意見、ありがとうございました。その他の項目は以上でございます。だいぶ出尽くしたんで他にはないかなと思うんですが、その他にもし何かございましたら。はい、本当にありがとうございました。それではですね、ないということで、今年度の子ども・子育て会議につきましては年間2回ということで、今回は第2回目ということになっております。大変お世話なりありがとうございました。来年度、引き続き委員をお世話になる方につきましては、また年度変わってからでございますけれども、第1回の会議の案内をさせていただきたいというふうに思っております。また今回で交代される委員様につきましては、会議開催に当たりましてご尽力をいただき、誠にありがとうございました。今後とも子育て施策の推進にお力添

えをいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。それでは閉会にあたりまして、こども家庭センター長の方からご挨拶をいただきたいと思います。谷口センター長よろしくお願いします。

事務局：皆さんありがとうございます。今も司会の方からありましたとおり、委員の方々の任期としましては、あともう1年、令和9年3月まであるんですが、団体の方から来ていただいている方とかまた役員の改選とか、あるかというふうに思いますので、今日で会議に出席いただく方が最後の方もいらっしゃるというふうに思います。今日もたくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。活発なご意見をいただけてありがたいなというふうに思ってます。やっぱり、こどもたちや家庭、もちろん当事者でいらっしゃる方ばかりですので、こどもを育てておられたりですとか、こどもに携わるところでお仕事なり関わりを持っていただいている方ばかりですので、たくさん意見が出て当然なのかなというふうに思っています。少し話させていただくと、国が決めたことに対して、市町村がどういうふうにやっていくのかっていうようなことがあると思います。こども誰でも通園制度もご意見いただいているんですけども、結局誰でもって言いながら本当に誰でも預かれるのかっていうようなところで不安をいただいているようなお声もお聞きしましたし、こどもの気持ち、これ多分その親の立場に立って始まる制度であったりするんですよね。虐待の防止ですとか、子育ての孤立とかの解消に効果があるとか国はそういうことを言ったりします。ご意見もありましたけど、本当に受け皿として大丈夫なのかみたいなのところも当然保育士不足の中で、現場の方も懸念していますし、私たちもそこを、そういう課題も踏まえて、いろいろできる限りの制度設計をしていこうとするんですけども。わずか3時間や10時間を預けられるこどもの気持ちと、預けようとする親の気持ちの、そこに本当はミスマッチもあるんじゃないかなと。親の気持ちで預かるけども、預けられるこどもってどうなんやろなっていうところもあるかなというふうに思っていますが、やっぱりこのこどもが、決してそこで居心地悪く嫌な気持ちにならないように、現場は大変なんですけど、そこは、しっかり対応していきたいというふうに思っていますし、こどもの支援と親の支援、本当に必要なことであるというふうに思っていますが、国の制度を市町村がどういうふうに生かしていくのか、南丹市がどう生かしていくのか。今日皆さん、出していただいたご意見をもとに、こどもの気持ちを大事にしながら、やっぱり取り組んでいきたいというふうに思っています。毎回たくさんご意見いただいて、また来年もどのメンバーの方にお世話になるかわかりませんが、引き続きお世話になる方もいらっしゃるんですけども、遠慮なくこちらのことを気にせず、必要なご意見を出していただけたらありがたいなというふうに思ってますし、私たちもそれに一生懸命応えられないといけないなと思っています。ここで答えるだけではなくて、それを実際にいろんな事業とか、施策の中で体现していかなければいけないなというふうに思っていますので、まだ4月以降、組織のことですので私たちもどんな体制で臨ましてもらおうかわかりませんが、誰

がどういう立場であろうと、市役所の職員として、こういう気持ちを大事にしながらやっていきたいというふうに思っております。本日はありがとうございました。そしてまたこの1年もありがとうございました。以上です。

事務局：ありがとうございました。委員の皆様には今後とも、いろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の会議を終了とさせていただきます。皆さん、ありがとうございました。